

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国は、生活環境の向上や医学の進歩等によって平均寿命は顕著に伸長し、世界有数の長寿国となりました。

一方、ライフスタイル・食生活の変化に伴う悪性新生物や心疾患等の生活習慣病等の疾病、高齢化の進展に起因する要介護状態の人の増加等、社会保障負担にかかる問題が大きくなっている中、一人ひとりの健康づくりの取組が重要となっています。

そのため、国では社会全体で個人の健康づくりを支援していくため、平成12年に国民健康づくり運動の指針として「健康日本21」を策定しました。令和6年の「健康日本21(第3次)」では「誰もが無理なく健康的な行動をとれる環境づくりの推進」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」等の「誰一人取り残さない健康づくり」を指針として推進しています。

海津市(以下、本市という。)では、平成20年度を初年度とする「かいづ健康づくりプラン」の策定以降、個人や家庭・地域や関係団体・行政がプランに取り組み、健康づくり推進協議会では報告・協議・助言をいただきながら市民の主体的な健康づくりを促進してきました。

令和7年3月末に「第2次かいづ健康づくりプラン」の計画期間が終了することに伴い、「第3次かいづ健康づくりプラン(以下、本計画という)」を策定することとしました。

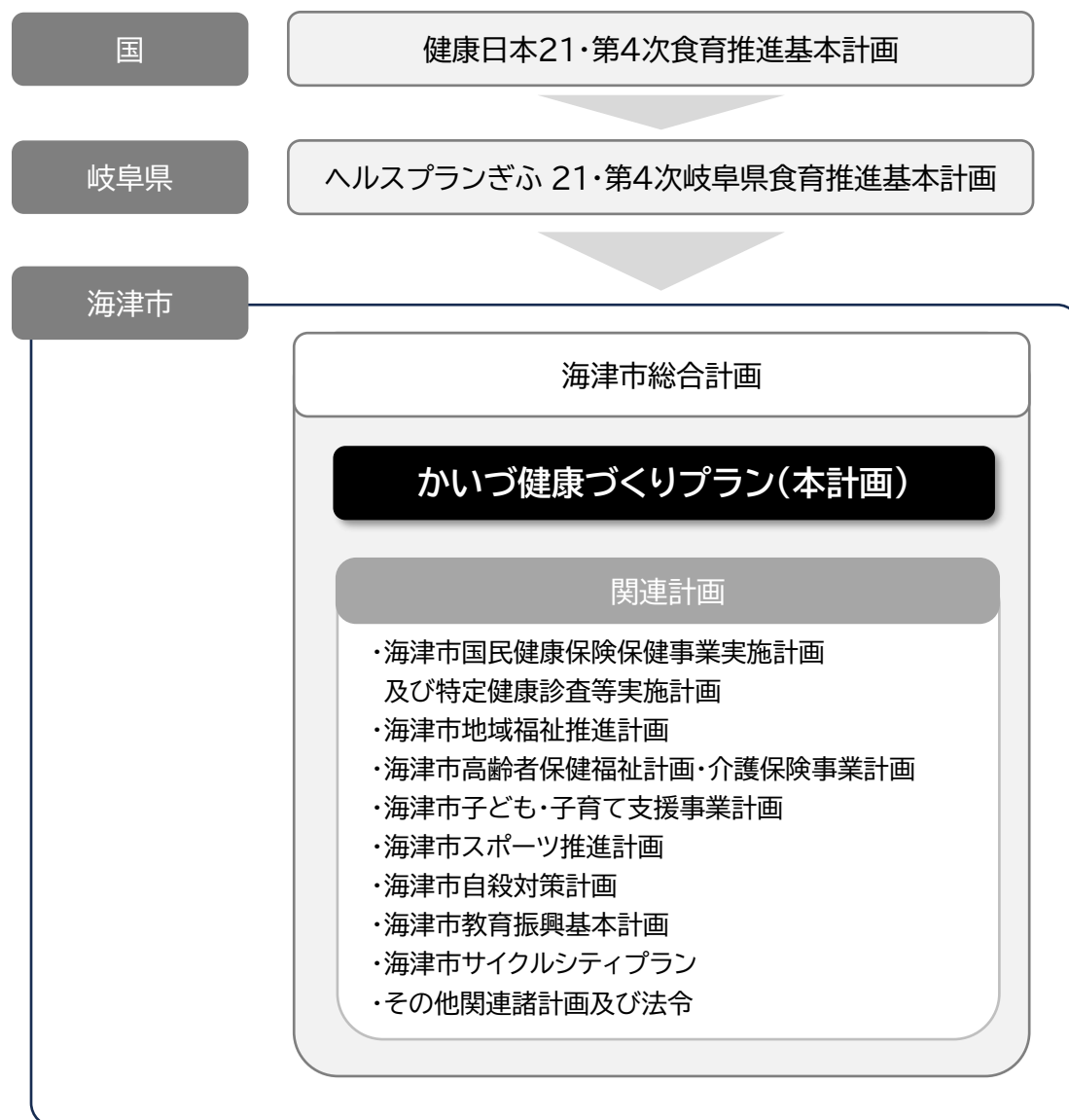
本計画では、市民一人ひとりの取組だけではなく、健康を支えるためには社会全体の取組が必要であるとの考えのもと、住民・関係団体・行政等が連携し、「第2次かいづ健康づくりプラン」の評価からみえてきた課題を踏まえるとともに、国や県の動向をみながら市民一人ひとりの主体的な健康づくりを応援する環境の構築を進めることにより、社会全体で健康増進を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」と食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」を一体的な計画として策定するものです。

本計画は国の「健康日本21」、「第4次食育推進基本計画」及び岐阜県が策定した「ヘルスプランぎふ21」と「第4次岐阜県食育推進基本計画」を踏まえるとともに、海津市総合計画等の上位計画、関連諸計画（海津市国民健康保険保健事業実施計画及び特定健康診査等実施計画、海津市地域福祉推進計画、海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、海津市子ども・子育て支援事業計画、海津市スポーツ推進計画等）との整合性を図り策定します。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和18年度(2036年度)までの12年間とします。
目標の達成状況と社会情勢の変化等に応じて見直しを行います。

年度		令和 6年 2024	令和 7年 2025	令和 8年 2026	令和 9年 2027	令和 10年 2028	令和 11年 2029	令和 12年 2030	令和 13年 2031	令和 14年 2032	令和 15年 2033	令和 16年 2034	令和 17年 2035	令和 18年 2036	令和 19年 2037
国	健康日本21	健康日本21(第三次)												次期 計画	
	第4次 食育推進 基本計画	第4次 食育推進 基本計画													
県	ヘルスプラン ぎふ21	第4次ヘルスプランぎふ21												次期 計画	
	第4次岐阜県 食育推進 基本計画	第4次岐阜県食育推進基本計画													
海津市	海津市 総合計画	海津市 第2次総合計画	次期計画												
	かいづ健康 づくりプラン	前 計画	第3次かいづ健康づくりプラン(本計画)												次期 計画

4. 計画の策定体制

各種団体の代表者等で構成する海津市健康づくり推進協議会での協議を中心に、幅広い市民の意見や提案を反映させるため、令和5年度には市民へのアンケート調査や各種団体へのヒアリング調査を実施し、令和6年度には計画案に対するインターネット等を利用したパブリック・コメント等、計画策定の各過程において市民の意見を聴取し、計画策定への市民参画に努めました。

5. SDGs の視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までの国際目標で、誰一人取り残さないことを目指して、世界が達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」という考えは、健康を支えるにあたり、市民一人ひとりの取組だけではなく、社会全体の取組が必要であり、住民、関係団体、行政等が連携し、「健康寿命の延伸」を目指していくという本計画の方針にも当てはまるものです。

本計画では、特に下記に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体など社会における様々な担い手と連携しつつ、全ての市民の健康づくりを推進します。

■SDGsの17のゴール



■本計画におけるSDGsの取組

1 貧困をなくそう 	全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます	2 飢餓をゼロに 	持続可能で安全な食糧確保及び主体的な健康づくりによる栄養改善を推進します	3 すべての人に健康と福祉を 	全ての市民が健康的な生活を確保できるよう健康状態の維持・向上に取り組めます
4 質の高い教育をみんなに 	各種講座や食育の取組等を通じて、市民の健康に関する知識の向上に取り組めます	5 ジェンダー平等を実現しよう 	性別にとらわれることなく、両者が平等に活躍できる社会の実現を目指します	8 働きがいも経済成長も 	働きがいがあり、心身ともに豊かな生活ができる労働環境づくりに取り組めます
11 住み続けられるまちづくりを 	社会全体で健康づくりを支え合い、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	行政、市民、保健・医療・福祉の各機関、関係団体等の協働で健康づくりを推進します		

6. 計画の推進における役割分担

■市民・家庭の役割

健康づくりの主役は市民一人ひとりです。自ら、健康に関する適切な知識を身につけ、主体的に取り組むことが大切です。

また、家庭は一人ひとりの健康を生涯にわたって育む場であり、家族のつながりの中で健康に対する理解を深め、健康的な生活習慣を実践するための役割を担っています。

■地域・関係団体の役割

健康づくりの関係団体には、地域において組織されている自治会やいきいきクラブ海津等の住民組織、保健・医療・福祉の機関、食生活改善協議会のような健康づくり活動をするボランティアグループ、健康づくりを目的として活動するサークル等があります。

地域の状況に応じた健康づくりのきっかけづくりや、継続するための仲間づくり等、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるとともに、地域を構成する様々な団体等が連携して、地域の特性を生かした健康づくりを進め、健康づくりの輪を広げていく役割を担っています。

■行政の役割

行政は市民の健康づくりを効果的・計画的に推進していくために、事業を実施しています。

保健や福祉、教育関係の部署だけではなく、全ての部署が連携を図り、市全体で健康づくりの取組を展開します。

また、地域や関係団体と連携を図りながら、健康に関する情報提供や相談支援、健康づくりの機会や場の提供を行う等、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援していきます。